

公 告

麴町三番町マンション建替組合の 定款及び事業計画の変更の認可の公告について

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 2 項の規定により準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、麴町三番町マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

千代田区長 樋 口 高 顕

記

- 1 組合の名称
麴町三番町マンション再生組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
麴町三番町マンション
 - (2) 敷地の区域
東京都千代田区三番町 9 番地 1
- 3 再生後マンションの敷地の区域
東京都千代田区三番町 9 番地 1
- 4 事業施行期間
令和 8 年 3 月 30 日から令和 17 年 10 月 31 日まで（予定）
- 5 事務所の所在地
東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地
神保町三井ビルディング 5 階 旭化成ホームズ株式会社内
- 6 設立認可の年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 7 組合の名称の変更の内容
(変更前) 麴町三番町マンション建替組合
(変更後) 麴町三番町マンション再生組合
- 8 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和 8 年 9 月 28 日